

常総市市民の広場の管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常総市が水海道中心市街地内に設置する常総市市民の広場（以下「広場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止)

第2条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場又は広場の設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 危険物又はごみその他の汚物を持ち込み、又は捨てること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(広場の利用許可)

第3条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 営業を目的として写真又は映像を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を占有して利用すること。
- (5) 進入路及び駐車場以外に自動車、自動二輪車、原動機付自転車、軽車両を乗り入れること。

2 広場の利用許可に基づき広場を利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 広場の利用許可を受けようとする者は、広場を利用しようとする日の6か月前から3日前までの期間に、常総市市民の広場利用許可申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この期間以外でも申請をすることができる。

4 市長は、広場の利用を許可したときは、常総市市民の広場利用許可書（様式第2号）を交付する。

5 市長は、広場の利用許可に際し、広場の管理上必要な条件を付すことができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第4条 広場の利用者が、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を他人に転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りでない。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第5項の規定により付した条件を変更し、又は広場の利用を停止し、若しくは利用許可を取り消すことができる。

- (1) 広場の利用者が、この要綱又は許可条件に違反したとき。
- (2) 広場の利用者が、偽りその他不正の手段により広場の利用許可を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、広場の管理運営上支障が生じたとき。

(原状回復の義務)

第6条 広場の利用者は、広場の利用を終了したとき、又は前条の規定により広場の利用を停止され、若しくは広場の利用許可を取り消されたときは、直ちに広場を原状に復して返還しなければならない。

2 広場の利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(違反者等に対する措置)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為の中止、物件の撤去又は広場からの退去を求めることができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 第2条の規定に違反した者
- (2) 広場の利用許可を受けないで第3条第1項各号に掲げる行為をした者

(損害賠償の義務)

第8条 広場又は広場の設備等を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用の禁止等)

第9条 市長は、広場の損傷等により、広場の利用が危険であると認めるとき、又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(補則)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月9日から施行する。